## ○厚生労働省令第八十九号

職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号)第五条の三第四項及び第三十二条の十三の規定に基づき、

職業安定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月二十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

職業安定法施行規則の一部を改正する省令

職業安定法施行規則

(昭和二十二年労働省令第十二号)の一部を次の表のように改正する。

(傍絲
部分
は 改 T
正部分
C

改正後	改正前
(法第五条の三に関する事項)	(法第五条の三に関する事項)
二 (略)	の二 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第五条の三第四項の厚生労働省令で定める事項は、次のとお	五条の三第四項の厚生
りとする。ただし、第二号の三に掲げる事項にあつては期間の定	第八号に
めのある労働契約(当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約	遣
を更新する場合があるものに限る。以下この項において「有期労	して雇用
)に係る職業紹介、労働者の募集又	
に掲げる事項にあつては労働者を派	
者(労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者	
( ) として雇用しようとする場合に限るものとす	
務の内容の変更の範囲を含む。)	- 今個者太名書で、言葉漱のP名の目でる事式
二・二の二 (略)	二・二の二 (略)
二の三 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算	(新設)
成十九年法律第百二十八号)第	
第一項に規定する通算契約期間をいう。)又は有期労	
の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)	
こ 就業の場所に関する事項(就業の場所の変更の範囲を含む。	三 就業の場所に関する事項
四~九 (略)	四~九 (略)
4~8 (略)	4~8 (略)
第三十二条の	(法第三十二条の十三に関する事項)
第二十四条の五 (略)	第二十四条の五 (略)
	・3 (略)
4 有料職業紹介事業者は、手数料表、返戻金制度に関する事項を	4   有料職業紹介事業者は、その事業所内の一般の閲覧に便利な場

の他の適切な方法により、情報の提供を行わなければならない。内の一般の閲覧に便利な場所への掲示、インターネットの利用そ記載した書面及び業務の運営に関する規程について、その事業所

務の運営に関する規程を掲示しなければならない。所に、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面及び業

- 3 -

附

則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。